解散公告

当社は、平成二十七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三年以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号
株式会社沖縄三越友の会
代表清算人　杉山　潤治

解散公告（第一回）

当法人は平成二十七年二月二十八日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

神奈川県川崎市高津区下野毛二丁目一二番一号
味の素グループ厚生年金基金
代表清算人　山田　裕美

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年一月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

栃木県栃木市入舟町二番一六号
公益財団法人横山郷土館
代表清算人　横山　統子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月二十六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

三重県津市一志町波瀬一九一〇番地
清算法人波瀬土地改良区
清算人代表　山本　保

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年七月十四日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

高知県四万十市西土佐須崎八一〇―三
清算法人西土佐地区土地改良区
代表清算人　長崎幸一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月十八日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

宮崎県都城市山田町中霧島三一五六番地
医療法人孝仁会
清算人　山田　孝俊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

鹿児島市郡元二丁目一番二号
医療法人光友会
清算人　網屋　貫志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月二十二日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

福島県須賀川市堤字四戸内二〇二番地
宗教法人堤基督教会
清算人　岸本　望

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

大分県東国東郡姫島村二〇二三番地の一
姫島村土地開発公社
清算人　藤本　昭夫

第七十七期決算公告

平成二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	四一二
固定資産	五一
資産の部合計	四六三
負債及び純資産の部	
流動負債	三〇五
賞与引当金	一〇七
その他	一九八
固定負債	一九
負債の部合計	三二四
株主資本	一三九
資本金	九九
利益剰余金	四〇
利益準備金	二五
その他利益剰余金	一五
（当期純利益）	（一三）
純資産の部合計	一三九
負債及び純資産の部合計	四六三

平成二十七年三月二日

東京都墨田区文花二丁目一番三号
花王ビジネスアソシエ株式会社
代表取締役　瀬戸口　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸二八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　野村　久七

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

広島市安芸区中野東七丁目二七番二九号
財団法人明和会
代表清算人　鎌田　節子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年一月二十二日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二日

大分県東国東郡姫島村二〇二三番地の一
姫島村土地開発公社
清算人　藤本　昭夫

第七十七期決算公告

平成二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	四一二
固定資産	五一
資産の部合計	四六三
負債及び純資産の部	
流動負債	三〇五
賞与引当金	一〇七
その他	一九八
固定負債	一九
負債の部合計	三二四
株主資本	一三九
資本金	九九
利益剰余金	四〇
利益準備金	二五
その他利益剰余金	一五
（当期純利益）	（一三）
純資産の部合計	一三九
負債及び純資産の部合計	四六三

平成二十七年三月二日

東京都墨田区文花二丁目一番三号
花王ビジネスアソシエ株式会社
代表取締役　瀬戸口　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸二八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　野村　久七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

群馬県邑楽郡大泉町西小泉四丁目二―一
相続財産管理人　弁護士　大塚　晃央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市東久保一丁目一四六番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞一丁目二六番五号　被相続人　亡　川村　敏弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇　えり美ビル二階　あおい総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平岡　直也

第 49 期 決 算 公 告

平成27年3月2日　東京都中央区八丁堀一丁目9番6号
株式会社KEC
取締役社長　鹿野　祐一

貸借対照表の要旨　（平成26年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	459,550	流動負債	3,337,700
固定資産	4,081,476	固定負債	324,114
		株主資本	439,517
		資本金	116,705
		資本剰余金	102,313
		資本準備金	102,313
		利益剰余金	220,499
		利益準備金	29,176
		その他利益剰余金	191,323
		（うち当期純利益）	(19,013)
		評価・換算差額等	439,694
		その他有価証券評価差額金	439,694
資産合計	4,541,026	負債・純資産合計	4,541,026